

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		□ 新規		□ 変更		
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		令和8年 4月16日				
京都府亀岡市大井町小金岐4丁目2-4		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		パナソニック デバイスコンポーネント株式会社		
		代表取締役社長		妹尾 匠		
		電話番号		0771-24-6321		
主たる業種	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業			細分類番号	2 8 9 9	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則			<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号		
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで					
基本方針	脱炭素化を事業成長の機会ととらえ、見違える世界と持続可能な社会の実現に貢献する。					
計画を推進するための体制	環境管理責任者を委員長とする環境保護推進委員会において、令和4年度を基準年とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。					
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2~4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	事業活動に伴う排出の量	6,079.5 トン	6,127.3 トン	6,214.0 トン	6,298.4 トン	2.2 パーセント
	評価の対象となる排出の量	5,967.2 トン	6,127.3 トン	6,214.0 トン	5,543.9 トン	-0.1 パーセント
目標の根拠	インフラ設備の更新・高効率化、生産設備の合理化・生産性向上の取組み及び、非化石証書の購入等でCO2排出量の削減を実施する。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	工場等	事業活動に伴う排出の量 (t-CO2/生産数)	0.00	0.00	0.00	パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )				パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	令和7年度までの具体的取組み実施による省エネ活動推進によりCO2排出量を削減する。					
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
	50 パーセント	50 パーセント	50 パーセント	62 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	・真空ポンプ更新				
	令和6年度	・エアードライヤー更新、ヒートポンプ導入				
	令和7年度	・エアコンプレッサー、パッケージエアコンの更新				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施しようとする措置	措置の内容	・在宅勤務の更なる推進 ・ノーマイカーデーの設定 ・出張時の社用車利用の厳正化				
	上記の措置を採用する理由	・自家用車排出CO2削減 ・社用車排出CO2削減				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	754.5 トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン		
合計	0.0 トン	0.0 トン	754.5 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・給与/賞与支給日、3連休以上の連休前日を無残業日として推奨。					
特記事項	代表者の変更 川端 稔 ⇒ 妹尾 匠					

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 注 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 注 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 注 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 注 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。